

(19) 分担金規則

一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本協会」と称する。）は、定款第9条に基づき、この規則を制定する。

第1条（定義）

分担金とは、本協会の社員になった時から、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員が本協会に納入する義務を負ったものとして定義される。

第2条（金額）

各社員の納入金額は、毎年20万円とする。

第3条（納入期限）

納入期限は毎年7月末日とし、分割納入は認めない。

第4条（変更）

この規則の変更は社員総会の決議をもって行う。

第5条（施行）

本規程は、2016年4月1日から施行する。

本規則は、2021年2月28日から施行する。

本規則は、2023年6月25日から施行する。